

柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮  
1 中山間地域等の活性化

現状と推進方向

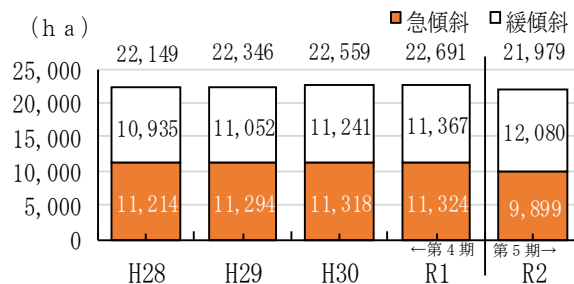
【現状】

- 中山間地域や農山漁村は、国土保全、水源涵養、景観形成等の多面的な機能を有しており、その恩恵を広く国民が享受する、いわば共有の財産と言えます。それらを大切に守り育て、次代に引き継いでいく必要があります。
- 2020年農林業センサスによると、中山間地域の農家数は5年前から2割以上減少するとともに、65歳未満の基幹的農業従事者数は県全体の約2割となり、70歳前後の年代の方が中山間地域を支えている状況です。

- 条件不利農地の営農活動を支援する中山間地域等直接支払制度は、県内22市町村で約22,000haの農地で行われています。

一方、5年ごとの協定更新時には、支払要件である営農の継続が見通せないことを理由に、締結を断念する地区も出ており、急傾斜農地での取組は減少しています。

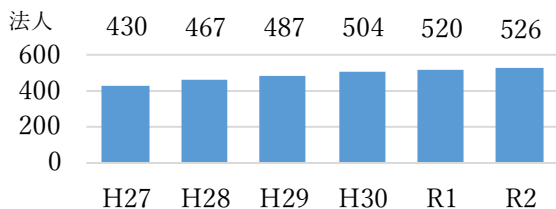
〔中山間地域等直接支払制度の取組面積〕



資料：地域農政推進課とりまとめ

- 農業法人数は、集落を単位とした稲作生産組織の法人化等により増加しているものの、耕地面積のシェアは14.5%と平場より小さい状況です。

〔中山間地域における農業法人数の推移〕



資料：経営普及課調査

〔農業法人の経営状況（R2年度）〕

	農業法人数	農業法人の経営面積 (ha)	耕地面積に占める法人シェア (%)
中山間	526	10,626	14.5
平場	694	23,355	22.6

資料：経営普及課調査

- 生産条件が不利な中山間地域では、経営規模が零細で生産性が低く、規模拡大による所得確保が困難な状況です。

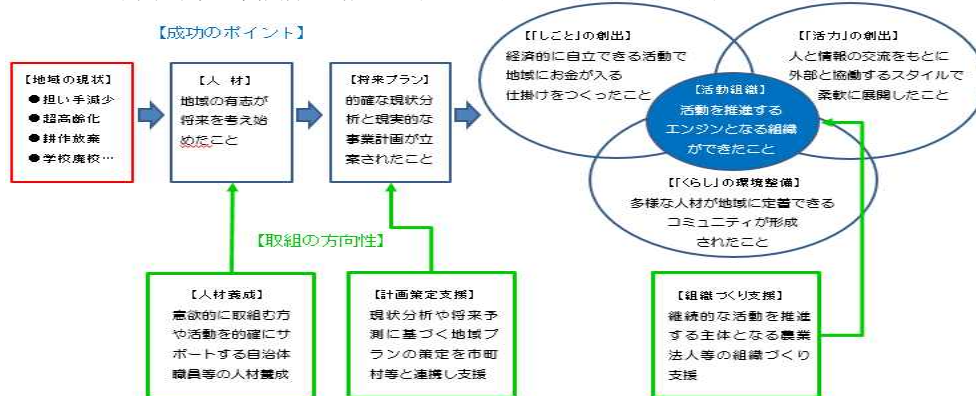
このため、新たな人材確保が進みにくく営農だけでなく集落機能の低下が懸念されます。

- 特に棚田は、地形的に生産条件が悪いため、農業のみに着目した維持には限界があることを踏まえ、地域振興を通じ、棚田を将来に継承していくという考えのもと、令和元年8月に「棚田地域振興法」が施行されました。

【問題点と推進方向】

- 中山間地域は稲作の生産性が低く、営農の継続が困難なことから、生産条件の不利さを補正する直接支払制度の活用やほ場条件の改善など、営農継続に向けた環境整備を進め、農地の持つ多面的機能の維持を図ります。
- 高齢化の進行などにより担い手が不足していることから、集落の話合いを進め、人や農地の受け皿となる農業法人等の育成や企業参入など、多様な担い手の確保を推進します。
- 農業者だけでは商品づくりや販路の拡大に限界があることから、企画・販売力を有する他産業者との連携等を促進し、地域資源を活かしたビジネスの創出を推進します。
- 中山間地域の中でも、特に自然・社会条件が厳しく、農業だけで十分な所得を得ることが難しい地域では、農業をベースに多様な仕事の組合せにより、地域外を含めた多様な人材を受け入れる体制づくりと、それがエンジンとなって地域が活性化し、経済が回っていく仕組みづくりにより営農継続や集落機能の維持につなげます。

〔中山間地域農業の維持・発展に向けた取組の方向〕



○ 地域振興を通じて棚田の保全を図っていくことが重要なため、地域の創意工夫を活かした取組を推進します。

【具体的な取組】

1 営農継続に向けた環境整備による多面的機能の維持

- 中山間地域等直接支払制度の取組面積を維持・拡大するため、関係機関・団体で構成する推進チームが地域に働きかけを行い、協定の新規締結や継続に向けた話し合いを促進します。また、高齢化の進行により担い手が不足している地域においては、近隣集落との連携による広域協定の締結を推進します。
- 地域の話合いによる農地利用のゾーニングや、地形条件の厳しい地域でも維持管理しやすい生産基盤の整備、ほ場条件に適した作物の導入、遊休農地や受け手のいない農地と周辺農地との団地化等の取組を推進し、担い手等が営農を継続していける環境整備を進めます。

2 農業法人等の育成や企業参入などによる多様な担い手の確保

- 継続的な営農体制の整備に向けて集落の話合いを促進し、農地や人材の受け皿となる農業法人を育成するとともに、農地の維持管理に係る担い手の負担が軽減されるよう、小規模・高齢農家等も参画した集落営農組織の育成に取り組めます。また、農地の受け手がいない地域では、地域との調和を前提とした企業参入を推進します。加えて、小規模な農業法人等の連携などで、機械の共同利用等による経営の効率化やロットの確保による販売力の強化を推進します。

3 地域資源を活かしたビジネスの創出

- 農業法人の経営発展等に向け、棚田米等の直接販売や山菜類の施設栽培など、多角化・複合化の取組を進めます。
- 小規模・高齢農家を含め、農業者と加工・流通業者や観光業者等との連携により、地域資源を活かした新たな商品づくりや販路開拓など付加価値向上の取組を推進します。

4 地域が主体となった中山間地域農業の維持・発展に向けた取組

- 営農の継続や集落機能の維持・発展に向けた地域住民の主体的な取組を支援するため、地域住民の主体的な参画による継続的な取組に意欲的に取り組む方や、活動を的確にサポートできる県・市町村・関係機関等の人材を養成します。
- また、養成した人材が伴走型で支援し、地域が主体となって取り組む将来プランづくりやその実践、地域活動の中心となる農業法人等の組織づくりを全県で展開します。

5 地域振興を通じた棚田の保全

- 市町村や棚田地域振興協議会を通じて、中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算等の棚田地域の振興に関連する施策の活用を推進します。また、地域外からの支援拡大を図るため、企業やボランティアの棚田保全活動への参加を促進します。さらに、県内の取組について広く情報発信し、関係人口の増加を促しながら、棚田地域の振興を図ります。

目標

指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
中山間地域等直接支払制度の取組面積	21,979ha	22,000ha以上
中山間地域の耕地面積に占める農業法人のシェア	14.5%	15%

柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮  
2 農山漁村環境の保全管理

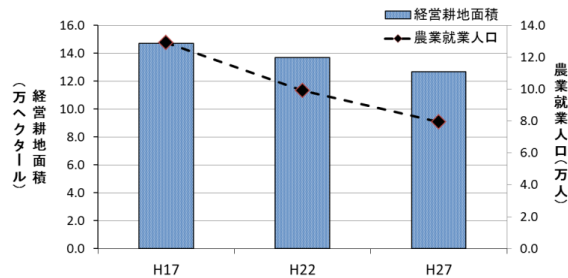
現状と推進方向

【現状】

○ 農村地域では、近年、担い手への農地集積の進展、土地改良区の組合員の高齢化・減少等に伴い、地域共有の資源である水路や農道等の維持管理に係る農業者の負担が増加し、農業農村インフラの管理体制が脆弱化しつつあります。

特に、中山間地域は、平場に比べ畦畔等の面積が多いため、維持管理に係る一人当たりの作業負担が大きくなっています。

〔経営耕地面積と農業就業人口の推移〕



資料：農林業センサス

〔平場地域と中山間地域の畦畔率(参考事例)〕

市名	耕地面積 (ha)			畦畔率
	(田)	本地面積	畦畔等面積	
平場A市	28,500	27,900	600	2.1%
中山間B市	2,360	1,850	510	21.6%

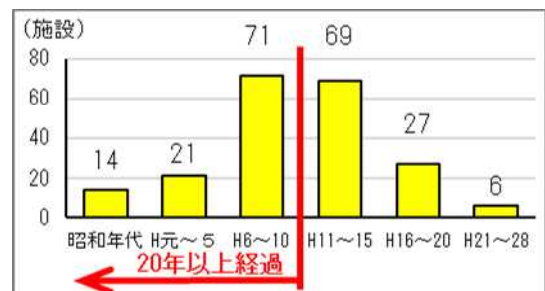
資料：新潟農林水産統計年報 (H27～H28)

○ 森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や森林資源の利用が不可欠ですが、過疎化や高齢化などから農山漁村に住む人々の力だけでは、森林を適切に管理することが困難になりつつあり、社会全体で支える森林づくりが求められています。

このような中、山地災害防止や地球温暖化防止への関心に加えて、近年は社会・経済の持続性への危機意識などを背景に、県民や企業の間でSDGsへの関心が高まっており、ボランティア団体や企業等による森林づくり活動が行われています。

○ 若者や農林漁業者の定住促進等のため、集落排水施設や集落道路等の生活環境施設の整備を進めてきていますが、耐用年数を迎える施設が増加しています。

〔農業集落排水処理場の建設数〕



資料：農村環境課調査

【問題点と推進方向】

過疎化や高齢化が進行している農山漁村の環境を保全していくためには、そこで、農林水産業が継続して営まれるよう、地域を担う人材を確保・育成していくことが不可欠です。

一方で、担い手だけで、農山漁村の環境保全を図っていくことは困難なことから、地域内外の住民の協力を得ながら、以下のとおり推進します。

〔「農林水産業を担う人材の確保・育成」については、P53、54の柱Vに記載〕

○ 農業者の組織化・法人化や農地集積を進める上で、担い手だけでは農地・農業用水路等を適切に保全管理することが難しいことから、地域共同活動による保全管理面積を拡大します。

○ また、農業農村インフラ管理の省力化・高度化のための環境整備を推進します。

- 農山漁村でもボランティア団体や企業等が行う森林づくり活動をさらに推進する必要があることから、本県の森林の魅力や重要性について県民の理解を深めるとともに、多様な主体による森林づくり活動が広がるよう、支援や指導を行います。
- 集落排水施設は住民生活と密接に関係していることから、施設の劣化状況を把握し、適時適切な更新整備を推進します。

**【具体的な取組】**

**1 地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積を拡大**

- 地域共同活動を支援する多面的機能支払において、取組面積の拡大を図るため、新たに取り組む地域の既存組織への編入、活動組織の広域化を推進します。
- リーダーや事務の担い手の世代交代を円滑にするため、研修会の開催等を通じ、次世代リーダー等の育成・確保に努めます。
- 地域共同活動の取組を通じ、農業者の組織化・法人化や農地集積を後押しします。



<地域共同活動による水路等の草刈り>

**2 情報通信環境整備の推進**

- 農村地域において、民間による整備が進んでいない光ファイバ、無線基地局等を整備し、農業水利施設と営農のスマート化や地域活性化を推進します。

**3 県民理解の促進と多様な主体による森林づくり活動等の推進**

- 幅広く県民に対して本県の森林の魅力を伝え、森林の重要性や森林づくり活動に対する理解が深まるよう動画配信等により県民に対する普及啓発に努めます。
- 多くの県民が参加できる機会となる、地域での森林づくり活動に対し、県民参加の森林づくり運動の主体的な役割を担う、(公社)にいがた緑百年物語緑化推進委員会を通じて支援を行い、活動の定着化を図ります。
- 森林づくり活動を希望する森林ボランティアや企業等と活動候補地とのマッチング、活動プランづくりの支援や技術指導等を通じて、多様な主体による森林づくり活動を推進します。



<地域の森林づくり活動>

**4 農山漁村の生活環境施設の機能保全管理**

- 集落排水施設の劣化状況を把握して、将来の劣化予測をすることにより、効率的な施設更新を推進します。
- 農村の人口減少に伴う集落排水施設の利用者の減少に応じて、集落排水施設の統廃合等により、施設利用者の負担を軽減する取組を推進します。
- 集落道や防災施設の整備により、生活の利便性の維持・向上を図ります。

目標		
指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積	124,716ha	132,000ha

## 柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮

### 3 災害に強い農山漁村づくり

#### (1) 森林・農地の保全

#### 現状と推進方向

##### 【現状】

- 本県は、急峻な地形が多いことや、脆弱な地質、国内有数の豪雪地帯を有するとともに、平野部に海拔ゼロメートル地帯を含む低平地が広がっていることから、山地災害や湛水等の自然災害リスクが高く、数多くの記録的な災害に見舞われてきました。
- 近年は、局所的な豪雨や地震による災害の発生や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨をはじめとした大規模な自然災害が頻発し、山地災害や洪水等により甚大な被害をもたらされています。
- このような中、排水機場等の農業水利施設は、農業生産を支えるだけでなく、住宅地の浸水被害を防止・軽減する役割を担ってきました。また、堤体が決壊した場合、県民の生命や財産に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定し必要な対策を講じることとしています。
- 被害防止のための防災・減災を目的とした施設や保安林の整備を進めてきましたが、高度経済成長期に設置した多くの施設は、築造後の時間経過により施設の老朽化が進んでいます。
- 山村では、林業生産活動が停滞し、放置された森林が増加することにより、森林の有する多面的機能の低下が懸念されています。



<豪雨による湛水被害>



<築造後の時間経過により老朽化が進行>

##### 【問題点と推進方向】

- 災害発生直後の災害箇所は不安定かつ危険な状態にあることから、迅速に二次災害による被害の拡大防止に努めます。
- 近年の頻発化、激甚化する豪雨災害に対応するため、農業水利施設を整備するとともに防災重点農業用ため池の安全性の評価と必要な対策工事、治山施設の整備・強化、森林の整備等を実施します。
- 多くの防災・減災施設は老朽化が著しいため、施設の機能診断により策定した計画に基づき、長寿命化を推進します。
- 自然災害の激甚化に伴い、ハード対策だけでは県民の安全・安心な暮らしを確保することは限界があり、県民自ら、災害から身を守る行動が重要なことから、災害が発生するおそれのある危険箇所等の情報周知を更に進めていきます。
- 森林の保全・整備活動を森林所有者のみで行うことが困難な箇所があることから、森林の有する多面的機能の維持・保全に向けた適切な森林整備を進めます。

**【具体的な取組】**

**1 防災・減災施設や保安林の整備と災害発生時の迅速な被害拡大防止への対応**

- 排水路や排水機場などを整備し、排水機能を高め、集落・農地等の浸水被害を軽減するとともに、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、安全性の評価や対策工事を計画的に実施します。
- 治山施設や保安林の整備を進めます。特に河川上流域の土石流等の山地災害リスクが高い山地災害危険地区の整備を推進し、重要インフラや集落等を保全します。



<ため池における対策工事の実施>



<河川上流域における治山施設の整備>

- 災害が発生した場合、注意喚起、応急措置、調査などの二次災害への迅速な対応に努めます。

**2 既存施設の長寿命化の推進**

- 既存施設の維持管理、補修、更新による長寿命化を計画的に進めます。

**3 地域の防災体制づくりの推進と災害危険箇所情報などの積極的な発信**

- 地震や水害等の災害時に備え、災害危険箇所の防災情報を踏まえた地域の防災体制づくりを支援します。また、ため池ハザードマップは県防災ナビを活用しながら情報を発信します。

**4 多面的機能の発揮に向けた森林整備の推進**

- 森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度による市町村の森林整備を支援し、森林の有する多面的機能の維持・保全を図ります。

目標		
指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
防災重点農業用ため池の防災対策着手の箇所数	0	488
山地災害危険地区の着手率 (災害リスクの特に高い箇所)	67.7%	77.5%
長寿命化対策実施施設数 (治山施設)	218	385

※ 防災重点農業用ため池の防災対策着手の箇所数は、追加指定等により変動する場合がある。

柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮

3 災害に強い農山漁村づくり  
(2) 海岸および海岸林の保全

現状と推進方向

【現状】

- 本県の海岸保全施設は、背後集落等を高波や浸食から防護し、海岸林は、飛砂や風害を防護するなど、海岸地域における生活環境の保全に重要な役割を担っています。
- 近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、海岸保全施設の老朽化や耐震性の不足により、背後集落等の被災リスクが増大しています。
- 平成30年3月までに全海岸保全施設（総延長17,531m）について点検、機能診断を行った結果、長寿命化対策が必要な施設は1,351m、耐震対策が必要な施設は6,785mあり、現在、その改善に取り組んでいます。

〔海岸保全施設の長寿命化及び耐震対策の現状〕

		点検等終了時	最新値
		H29(H30.3)	R2(R3.3)
長寿命化対策	整備延長(m)	16,180	16,457
	未整備延長(m)	1,351	1,074
	整備率(%)*	92.3	93.9
耐震対策	整備延長(m)	10,746	10,774
	未整備延長(m)	6,785	6,757
	整備率(%)*	61.3	61.5

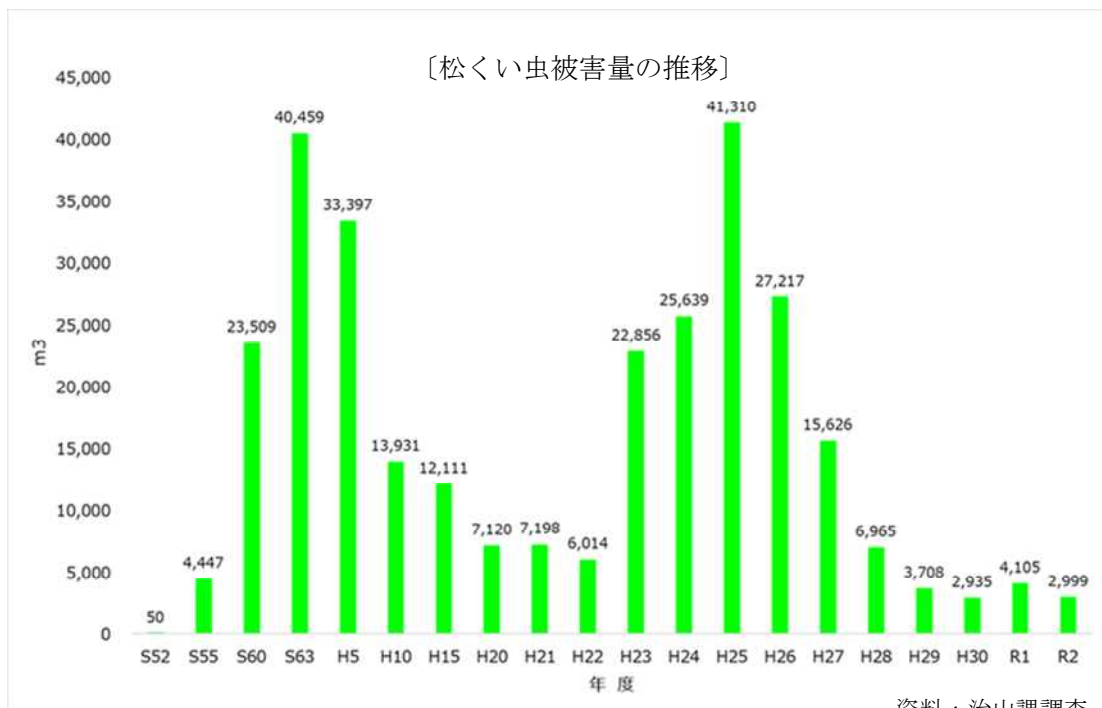
\*整備率=整備延長/総延長(17,531m)

資料：漁港課調査



＜背後集落等を守る海岸保全施設＞

- 海岸林における松くい虫被害量は、関係市町村が継続した防除対策（予防対策・駆除対策）を徹底したことにより、平成25年度をピークに減少傾向にあります。併せて、松くい虫被害跡地の計画的な復旧にも取り組んでいます。



**【問題点と推進方向】**

- 被災リスクを軽減するため、長寿命化と耐震対策を継続していきます。
- 松くい虫被害は防除対策（予防・駆除）を継続して行わなければ、更なる被害量の減少は困難となることから、市町村と連携し防除対策（予防・駆除）及び植栽等を、引き続き推進します。

**【具体的な取組】**

**1 海岸保全施設の長寿命化と耐震対策の継続**

- 海岸保全施設の機能の維持・向上を図るため、長寿命化計画に基づき機能保全工事を行うとともに、耐震性能が不足している施設について機能強化工事を行います。

**2 効果的な松くい虫被害対策の継続**

- 海岸林における薬剤散布と被害木の伐倒駆除を組み合わせた効果的な防除対策の推進に加え、松くい虫被害跡地に抵抗性マツや常緑広葉樹を植栽・育成します。



<無人ヘリコプターによる薬剤散布>



<松くい虫被害跡地の植栽状況>

**目標**

指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
海岸保全施設 長寿命化対策整備率 耐震対策整備率	93.9% 61.5%	95% 70%
松くい虫被害量	2,999 m <sup>3</sup>	現状以下

## 柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮

### 4 地域資源の有効活用

#### (1) グリーン・ツーリズムによる所得拡大

#### 現状と推進方向

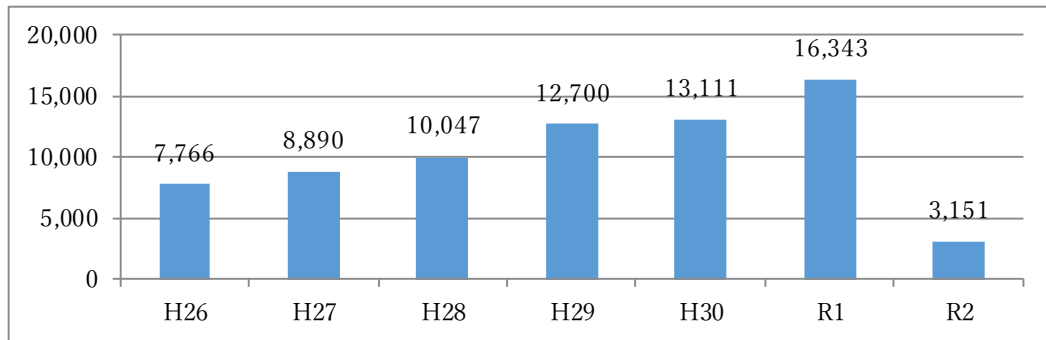
##### 【現状】

- 県内のグリーン・ツーリズム団体が中心となり、訪日外国人等も含めて誘客推進に取り組んできた結果、グリーン・ツーリズムツアー等<sup>\*</sup>への参加者数は年々増加し、令和元年には延べ約1万6千人に達しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年では約3千人まで減少しています。

<sup>\*</sup> グリーン・ツーリズム団体が企画する農山漁村体験を取り入れた一般向けツアー

- コロナ禍における働き方改革の一環として、テレワークやワーケーションに取り組む企業等が増えてきており、農泊の受入地域での新たな誘客につながる可能性も現れています。

〔グリーン・ツーリズムツアー等延べ参加者数の推移〕 (単位：人)



資料：地域農政推進課調査

- グリーン・ツーリズムの大きな柱のひとつである教育体験旅行については、新型コロナウイルス感染症の影響により、受入人数は減少している一方、学校側からは、日帰りなど短期集中型や、SDGsへの理解が深まる体験メニューなどのニーズがあり、教育体験旅行の訪問先として農山漁村地域に期待する動きも見られます。

〔小・中・高校生の体験交流活動参加者数〕 (単位：人)

	H29	H30	R元	R2
小・中・高 計	31,141	29,239	30,073	20,474
うち農泊あり	10,400	9,874	9,461	255

資料：地域農政推進課調査

##### 【問題点と推進方向】

- 来訪者の減少により、地域におけるグリーン・ツーリズムの受入体制の維持が困難になる恐れがあることから、感染症対策の徹底や、体験指導者及び農家民宿の確保等による受入体制整備を推進するとともに、地域のグリーン・ツーリズム団体と旅行会社とのマッチングや情報発信を強化し、旅行客等の誘客の回復と拡大を図ります。
- 田園回帰志向の高まりや、働き方の多様化などを背景としたグリーン・ツーリズムのニーズの変化に対応した効果的な誘客ができていないことから、企業や旅行客等の様々なニーズの把握とそれに基づく体験プログラムの造成、地域における他分野との体験メニューの組合せ等新たな商品づくりを推進します。

**【具体的な取組】**

**1 受入体制整備と情報発信の強化による誘客の回復と拡大**

- 地域における事故発生防止や感染防止対策などの研修により、滞在中の安全性を高め訪問者に満足してもらえる受入体制づくりを推進します。
- 農業体験を提供する農家民宿などの開業支援を行い、農山漁村での滞在先拡大を進めるとともに、体験指導者の確保に取り組みます。
- WEBサイトやSNSに加え、教育・観光、定住分野と連携した広報活動や動画配信などあらゆる情報媒体を活用し、農家レストランや農家民宿、一般向けの体験メニューなどグリーン・ツーリズム関連情報の効果的な発信を進めるとともに、観光部局と連携し、地域のグリーン・ツーリズム団体と旅行会社とのマッチングを進めます。



<にいがたグリーン・ツーリズム web サイト>



<Instagram キャンペーン>

**2 新規顧客獲得に向けた魅力的な商品づくりによるグリーン・ツーリズムの推進**

- グリーン・ツーリズム受入団体の魅力的な商品造成に向け、ワーケーションやテレワークなど働き方の変化や企業研修等のニーズに基づいた、企業の人材育成や福利厚生等にも活用できるプログラム構築のほか、地域の観光協会や他産業と連携し、地域の物づくり体験やアウトドアスポーツなどと組み合わせた多様な体験メニューづくりを推進します。
- 地域のグリーン・ツーリズム団体が行う首都圏からの教育体験旅行の受入を引き続き促進するほか、SDGs 学習への対応等、学校側のニーズに適應する体験プログラムづくりや、新たな近隣県等の学校の受入れに向けた誘致活動を推進します。



<狐面の絵付け体験>



<薪割り体験>

**目標**

指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
グリーン・ツーリズムツアー等延べ参加者数	3,151人	20,000人

**柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮**  
**4 地域資源の有効活用**  
**(2) バイオマス等の有効活用**

**現状と推進方向**

**【現状】**

- バイオマス※は農山漁村の地域資源として豊富に存在し、堆肥や有機質肥料などの用途を中心に、発生量の約8割が利用されています。
- 農林水産系バイオマスのうち、稲わら等の農業副産物ではほぼ全量が利用され、高い利用率が維持されています。また、間伐材等の木質バイオマスは、燃料用途を中心に利用量が拡大傾向にあります。一方で、廃棄物系バイオマスでは、利用率は横ばいで、発生抑制の取組の進展や人口減少等により発生量自体が減少していることに伴い、利用量も減少傾向にあります。

※バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で、石炭や石油などの化石資源を除いたもの。

〔バイオマスの発生・利用状況〕

（発生量・利用量：千トン）

バイオマス			H28	H29	H30	R元	R2	主な利用方法
農 林 水 産 系	農業副産物 (稲わら、もみがら、米ぬか)	発生量	877	804	813	815	840	堆肥・有機質肥料（農地還元含む）、生産資材（家畜敷料、きのこ菌床）等
		利用率	99%	100%	99%	100%	100%	
		利用量	872	800	809	812	838	
農 林 水 産 系	木質バイオマス (間伐材等、樹皮・木くず、果樹剪定枝)	発生量	136	195	195	198	203	燃焼（ペレット含む）、木材チップ等
		利用率	52%	70%	73%	70%	71%	
		利用量	70	137	142	139	144	
農 林 水 産 系	廃棄物等 (家畜排せつ物、集落排水汚泥、食品廃棄物、水産廃棄物)	発生量	1,151	1,172	1,172	1,135	1,129	堆肥・有機質肥料（農地還元含む）、飼料等
		利用率	79%	77%	76%	77%	77%	
		利用量	914	898	897	880	873	
農 林 水 産 系	その他 (し尿汚泥、生ごみ、下水汚泥、建築発生木材)	発生量	816	786	783	761	672	メタン化、堆肥化、セメント原料等
		利用率	59%	61%	54%	57%	56%	
		利用量	480	476	425	431	375	
農 林 水 産 系	全体	発生量	2,980	2,957	2,963	2,909	2,844	
		利用率	78%	78%	77%	78%	78%	
		利用量	2,336	2,311	2,273	2,262	2,230	

注1) バイオマス賦存量等調査（新潟県）に基づく推計値 注2) 合計は四捨五入のため一致しない場合がある  
資料：新潟県調査

- 国が策定した「みどりの食料システム戦略」において、バイオマスの活用に関連し、持続可能な資材やエネルギーの調達、地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組、資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発等の項目で具体的な取組を挙げ、資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減を推進していくこととしています。
- 農村地域には、農業用水や太陽光等、エネルギーとして活用できる資源があります。本県では、これまでに農業水利施設を活用し再生可能エネルギーを導入した施設として、11箇所（小水力7箇所、太陽光発電4箇所）が稼働しています。

**【問題点と推進方向】**

- 間伐材等の木質バイオマスは、現在稼働している木質バイオマス発電施設が発電用燃料として調達を期待している量に達していないことから、低コストな供給体制の構築を進めていきます。
- バイオマスの種類によっては、地域資源として有効に活用されることなく、コストをかけて処分しているものもあることから、引き続き、未利用バイオマスの活用拡大を図るとともに、より経済的な価値を生み出す多様な利用方法での取組を推進します。
- 農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの導入は、地域資源の有効活用や土地改良施設の維持管理費軽減に加え、脱炭素社会の実現の観点から重要な取組であることから、その取組を推進します。

**【具体的な取組】**

**1 木質バイオマスの生産性向上**

- 生産性の高い主伐・再造林による資源の循環利用を進めるとともに、ストックヤードや設備の共同利用などを進め、低コストな供給体制を構築します。



＜高性能林業機械による木材生産＞



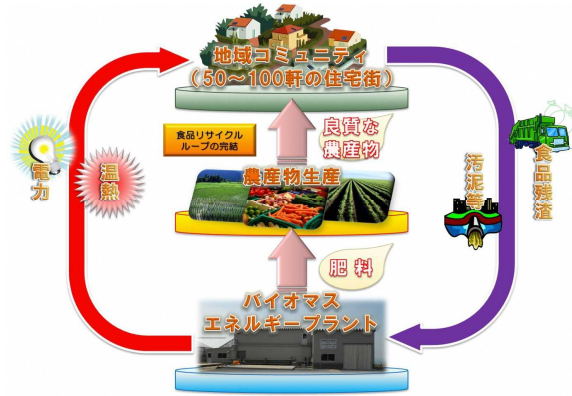
＜共同出荷のため整備されたストックヤード＞

**2 未利用バイオマスの活用拡大と多様な利用方法への対応**

- 新技術の開発動向等を踏まえながら、情報の収集・提供及び機械や施設の整備支援等により、未利用となっているバイオマスの活用拡大や、既に利用されているバイオマスについても、エネルギーやマテリアルとしての利用を含む、より経済的な価値を生み出すことが期待できる多様な分野での利用を推進します。



＜お米（非食用）由来バイオマスプラスチックレジ袋＞



＜バイオマスエネルギー利用循環型農業システムの例＞

**3 農業水利施設を活用した再生可能エネルギー導入の推進**

- 小水力発電については、非かんがい期の発電用水確保の可能性があるので、採算性の見込まれる箇所について、導入に向けた検討を進めます。また、太陽光発電については、低コスト化が期待される次世代太陽電池等の最新技術の動向などを踏まえ、検討を進めます。その上で、先進的な取組事例を施設管理者に情報提供等を行い、再生可能エネルギー導入を推進します。



＜農業水利施設を活用した小水力発電＞

目標		
指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
バイオマス利用率	78%	80%

柱Ⅱ 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮  
5 野生鳥獣による農作物等の被害防止

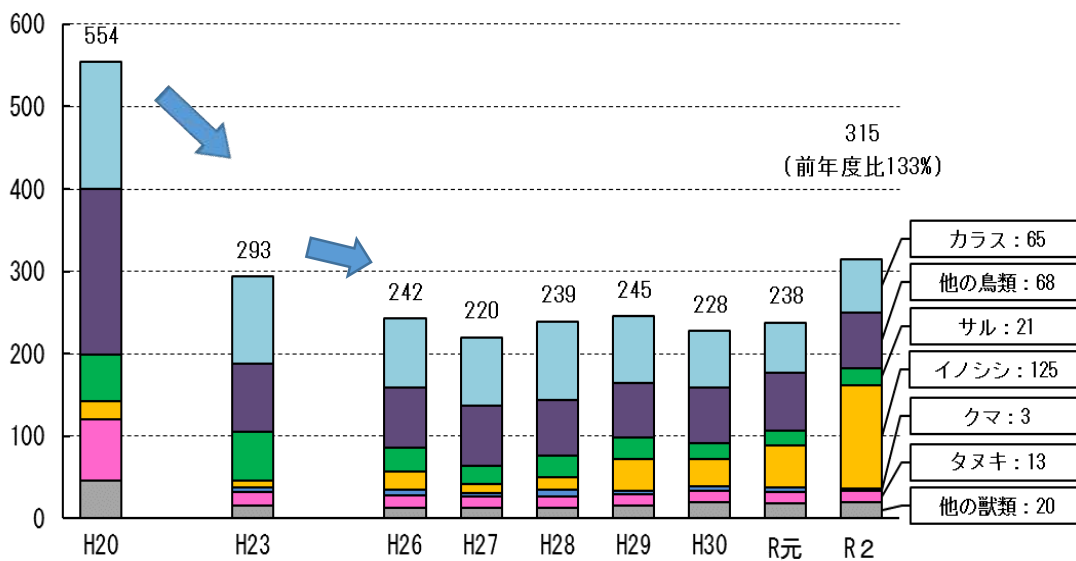
現状と推進方向

【現状】

- 本県では、「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、農林水産物の安定した生産環境の確保及び県民の良好な生活環境の確保を図るため、野生鳥獣による被害防止対策に取り組んでいます。
- 野生鳥獣による農作物被害金額は平成20年度以降減少傾向だったものの、令和2年度の被害金額は約3.2億円（速報値）まで増加し、特に、イノシシによる被害が急増（増加額：7.4千万、前年2.4倍以上）しています。
- 令和2年度は、クマの秋季の主な餌であるブナ等の実が凶作～不作であり、餌を求めて人里に出没したことなどにより、クマの出没・目撃件数は1,957件（記録のある平成18年度以降最多）、人身被害は17件21名（記録のある平成6年度以降最多）となりました。また、人身被害を受けた21名のうち1名が死亡し、平成13年度に初めて発生して以来、2件目の死亡事故となりました。
- 令和2年度のイノシシによる人身被害は7件9名であり、記録のある平成24年度以降最多となりました。

（百万円）

〔野生鳥獣による農作物被害金額の推移〕



資料：農産園芸課調査

【問題点と推進方向】

- 依然として野生鳥獣の出没や被害が発生しており、抜本的な対策を講じるためには、より正確な生息状況を把握した上で、計画的に対策を講じることが重要なことから、総合的かつ計画的な取組を推進します。

**【具体的な取組】**

- 研修会の開催等により罠捕獲の指導者を育成するとともに、農繁期の罠猟を対象とした捕獲推進運動の展開や、ドローン等ICTを活用した冬期の効率的な捕獲（銃猟）を推進し、年間を通じたイノシシの捕獲強化に取り組めます。
- 放任果樹等への電気柵の緊急設置や実態調査、出没経路となっている河川敷や道路沿いの藪・雑木の刈り払い等の、野生鳥獣を寄せつけない取組を支援します。
- 麻醉銃の取扱いが可能な団体の育成と併せて、市町村や消防、警察、猟友会など多くの関係者の連携による機動的な体制づくりを進めます。
- 鳥獣被害対策は専門性が高く、関係する領域も広いことから、人と野生鳥獣との共生に向けて、関係機関や県民と、現状認識や取組の方向性を共有できる基本方針を策定します。



<捕獲の担い手の確保>



<放任果樹等への電気柵設置>



<出没経路の藪刈り払い>



<麻醉銃体制整備>

**目標**

指標名	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
野生鳥獣による農作物被害金額	315 百万円	減少させる※

※総合計画策定時の現状値(平成29年度 245 百万円)を基準とする。